

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例	4
◎高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例	13
◎職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	13
◎高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	33
◎高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	34
◎高知県立都市公園条例の一部を改正する条例	34
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	34
◎高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	42

公布された条例のあらまし

◆高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（高知県条例第45号）

- 1 条例制定の目的
高知県議会（以下「議会」という。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることとした。
- 2 主要な内容
 - (1) この条例において使用する用語を定義すること。（第2条）
 - (2) 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。（第3条）
 - (3) 個人情報等の取扱いに関し、個人情報の保有の制限等、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置、従事者の義務、漏えい等の通知、利用及び提供の制限、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに係る義務等について定めること。（第4条から第16条まで）
 - (4) 議長は、議会が保有している個人情報ファイルについて、その名称、利用目的、記録される項目等を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないこと。（第17条）
 - (5) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止について定めることとし、公文書の写し等の交付に要する費用として知事が定めた額と同額を負担させるものとする。（第18条から第52条まで及び別表）
 - (6) 議長は、開示請求等をしようとする者が容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。（第54条）
 - (7) 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないこと。（第55条）
 - (8) 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、知事に対して、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）に基づく高知県個人情報保護審議会に諮問するよう求めることができること。（第56条）
 - (9) 議長は、毎年1回、議会における個人情報の保護に関する運用状況を取りまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこと。（第57条）
 - (10) この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めること。（第58条）
 - (11) この条例における罰則について定めること。（第59条から第63条まで）

3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◆高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第46号）

- 1 条例改正の目的
議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額について、一般職の職員の例により改定することとした。
- 2 主要な内容
令和4年12月期及び令和5年度以降の期末手当の支給月数を次の表のとおり引き上げ

ること。

区分	本条例施行前の支給月数		本条例施行後の支給月数			
			令和4年度		令和5年度以降	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
県議会議員	1.55月	1.55月	1.55月	1.60月	1.575月	1.575月
	計 3.10月		計 3.15月		計 3.15月	
知事	1.55月	1.55月	1.55月	1.60月	1.575月	1.575月
	計 3.10月		計 3.15月		計 3.15月	
副知事 公営企業局長 常勤の人事委員会委員 常勤の監査委員 教育長	1.55月	1.55月	1.55月	1.60月	1.575月	1.575月
	計 3.10月		計 3.15月		計 3.15月	

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月期の期末手当に係るものは、令和4年12月1日から適用することとした。ただし、令和5年度以降の期末手当に係るものは、令和5年4月1日から施行することとした。

◆職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第47号）

1 条例改正の目的

高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和4年10月14日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額並びに職員に対して支給する期末手当及び勤勉手当の額の改定をすることとした。

2 主要な内容

(1) 給料表の改定

初任給及び若年層の給料月額を改定すること。（職員の給与に関する条例別表第1、別表第3及び別表第4、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項、公立学校職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2並びに警察職員の給与に関する条例別表第1関係）

(2) 期末手当及び勤勉手当の改定

ア 常勤の職員の令和4年12月期及び令和5年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次の表のとおり引き上げること。（職員の給与に関する条例第22条、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項から第4項まで、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第2項及び第3項、公立学校職員の給与に関する条例第23条並びに警察職員の給与に関する条例第22条関係）

区分	本条例施行前の支給		本条例施行後の支給月数			
----	-----------	--	-------------	--	--	--

区分			月数			令和4年度			令和5年度以降		
			6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
再任用職員 （定年前再任用短時間勤務職員）	一般職員	期末手当	月 1.25	月 1.25	月 2.50	月 1.25	月 1.25	月 2.50	月 1.25	月 1.25	月 2.50
		勤勉手当	月 0.825	月 0.825	月 1.65	月 0.825	月 0.875	月 1.70	月 0.85	月 0.85	月 1.70
		計	月 2.075	月 2.075	月 4.15	月 2.075	月 2.125	月 4.20	月 2.10	月 2.10	月 4.20
特定幹部職員 以外の職員	一般職員	期末手当	月 1.05	月 1.05	月 2.10	月 1.05	月 1.05	月 2.10	月 1.05	月 1.05	月 2.10
		勤勉手当	月 1.025	月 1.025	月 2.05	月 1.025	月 1.075	月 2.10	月 1.05	月 1.05	月 2.10
		計	月 2.075	月 2.075	月 4.15	月 2.075	月 2.125	月 4.20	月 2.10	月 2.10	月 4.20
再任用職員 （定年前再任用短時間勤務職員）	一般職員	期末手当	月 0.675	月 0.675	月 1.35	月 0.675	月 0.675	月 1.35	月 0.675	月 0.675	月 1.35
		勤勉手当	月 0.412	月 0.413	月 0.825	月 0.412	月 0.438	月 0.85	月 0.425	月 0.425	月 0.85
		計	月 1.087	月 1.088	月 2.175	月 1.087	月 1.113	月 2.20	月 1.10	月 1.10	月 2.20
特定任期付職員	一般職員	期末手当	月 0.575	月 0.575	月 1.15	月 0.575	月 0.575	月 1.15	月 0.575	月 0.575	月 1.15
		勤勉手当	月 0.512	月 0.513	月 1.025	月 0.512	月 0.538	月 1.05	月 0.525	月 0.525	月 1.05
		計	月 1.087	月 1.088	月 2.175	月 1.087	月 1.113	月 2.20	月 1.10	月 1.10	月 2.20
特定任期付職員	期末手当	月 1.57	月 1.57	月 3.14	月 1.57	月 1.61	月 3.18	月 1.59	月 1.59	月 3.18	
任期付研究	期末	月	月	月	月	月	月	月	月	月	

員	手当	1.57	1.57	3.14	1.57	1.61	3.18	1.59	1.59	3.18
---	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------

イ 常勤の職員の例により支給することとされる第1号会計年度任用職員の期末手当及び常勤の職員と同じ支給月数である第2号会計年度任用職員の期末手当について、令和4年12月期及び令和5年度以降の支給月数を次の表のとおり引き上げること。（職員の給与に関する条例第25条の6及び第25条の9、公立学校職員の給与に関する条例第25条の6及び第25条の9並びに警察職員の給与に関する条例第25条の6及び第25条の9関係）

区分	本条例施行前の支給月数		本条例施行後の支給月数			
			令和4年度		令和5年度以降	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員	1.25月	1.25月	1.25月	1.30月	1.275月	1.275月
	計 2.50月		計 2.55月		計 2.55月	

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、2の(1)は令和4年4月1日から、2の(2)の令和4年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは同年12月1日から適用することとした。ただし、2の(2)の令和5年度以降の期末手当及び勤勉手当に係るものは、令和5年4月1日から施行することとした。

◆高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第48号）

1 条例改正の目的

知事の権限に属する事務のうち、協議の調った町が処理している旅券法（昭和26年法律第267号）等に基づく事務について、同法の一部改正等を考慮し、当該町が処理することができる事務を書面手続により行われる場合に限る等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和5年3月27日から施行することとした。

◆高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第49号）

1 条例改正の目的

旅券法（昭和26年法律第267号）の一部改正等を考慮し、一般旅券の査証欄の増補の申請に係る手数料を廃止するとともに、一般旅券の発給の申請に係る手数料に一般旅券が受領されずに再度の申請がされた場合の区分を設けることとし、併せて国の手数料と同様に大規模な災害に際して申請者の経済的負担の軽減を図るため一般旅券の発給等の申請に係る手数料を減免することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和5年3月27日から施行することとした。

◆高知県立都市公園条例の一部を改正する条例（高知県条例第50号）

1 条例改正の目的

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の一部改正により「国民体育大会」が「国民スポーツ大会」に改められることに伴い、室戸広域公園等の利用料の免除に係る規定の

整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和5年1月1日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第51号）

1 条例改正の目的

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）

及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年^{経済産業省}国土交通省令第1号）が

一部改正されたこと等を考慮し、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査等に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料について、認定の申請の単位を建築物全体に統一するとともに、住宅部分に係る手数料に新たな区分を設ける等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第52号）

1 条例改正の目的

日高村が建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき定めた災害危険区域の指定等に関する条例が施行されることを考慮し、知事の権限に属する事務のうち、同法及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）に基づく建築主事に提出すべき計画の通知書等の受理に係る事務を協議の調った同村が処理することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和5年1月1日から施行することとした。

 条 例

高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例をここに公布する。
 令和4年12月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第45号

高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条－第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条－第31条）
 - 第2節 訂正（第32条－第38条）
 - 第3節 利用停止（第39条－第44条）
 - 第4節 審査請求（第45条－第52条）
- 第5章 雑則（第53条－第58条）
- 第6章 罰則（第59条－第63条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、高知県議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- （1）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - （2）個人識別符号が含まれるもの
- 2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。次項において「政令」という。）第1条各号に掲げるものをいう。
- （1）特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
 - （2）個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入

者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令第2条に規定する記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第1号）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - （1）一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - （2）前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - （1）第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - （2）第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
 - （1）第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - （2）第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。
（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

（1） 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

（2） 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

（3） 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（4） 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 議会の議長（以下「議長」という。）は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含

む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1） 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

（2） 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（1） 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

（2） 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

（3） 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、県が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

（4） 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の課又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	次の各号のいずれかに該当する	第1号に該当する
	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第29条第1項	保有個人情報が	保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）が
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	、第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この項において「番号利用法」という。）第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第39条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づ

き、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。
（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（同項において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第1項、第32条第1項又は第39条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第32条第1項ただし書又は第39条第1項ただし書に該当するときは、その旨
 - (10) 第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
 - (11) 第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、次項第3号に掲げる個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - カ 本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイル
 - キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
 - (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (3) 第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルであって、その利用目的及び記録範囲が前項の規定による公表に係る同条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲

載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

（開示請求権）

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定に基づく開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（高知県情報公開条例（平成2年条例第1号）第6条第1項各号（第2号を除く。）のいずれにも該当しない情報であつて、同項第2号エに掲げるもの（氏名に係る部分に限り、同号エ(ア)に掲げる者にあつては、当該者の氏名を公にすることにより、当該者の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときを除く。）を除く。以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定に基づき代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この条並びに次条第2項及び第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号に掲げる情報（開示請求者以外の特定の個

人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に掲げる情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定に基づき開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にななければならない。ただし、第19条第3項の規定に基づき補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条並びに第46条第2項第3号及び第52条にお

いて「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1） 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2） 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定に基づき開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第46条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図面に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図面の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該文書又は図面を複写した物により、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定による電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用負担）

第30条 議長に対する開示請求に係る手数料については、納付を要しないものとする。た

だし、開示の実施の方法が公文書の写し等（公文書を複写した物の写し等を含む。以下同じ。）の交付による場合は、当該公文書の写し等の交付を受ける者は、別表に定める額の費用を負担しなければならない。

2 前項ただし書の費用（次条の規定に基づき公文書の写し等の送付を求める場合にあっては、送付に要する費用を含む。）は、第28条第1項の規定による開示の実施がされる前に納付しなければならない。ただし、閲覧、聴取又は視聴の方法による保有個人情報の開示後において公文書の写し等の交付を受ける場合における当該費用については、この限りでない。

3 保有特定個人情報の開示をする場合において、経済的困難その他特別な理由があると認められるときは、議長が定めるところにより、第1項ただし書の費用の額を減額し、又は免除することができる。

（写しの送付の求め）

第31条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている公文書の写し等の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、議長が定める方法により納付しなければならない。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第39条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

（1） 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

（2） 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定に基づく訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。（訂正請求の手續）

第33条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

（1） 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

（2） 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

（3） 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定に基づく訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第34条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めると

きは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第35条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第36条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にならなければならない。ただし、第33条第3項の規定に基づき補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第37条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- （1）この条の規定を適用する旨及びその理由
- （2）訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第38条 議長は、第35条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- （1）第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - （2）第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定に基づく利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にならなければならない。

（利用停止請求の手続）

第40条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- （1）利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- （2）利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- （3）利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定に基づく利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第41条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第42条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第43条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にならなければならない。ただし、第40条第3項の規定に基づき補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第44条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- （1）この条の規定を適用する旨及びその理由
- （2）利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第46条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、高知県行政不服審査会条例（平成27年高知県条例第67号）第1条に規定する高知県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- （1） 審査請求が不合法であり、却下する場合
 - （2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
 - （3） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
 - （4） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- （1） 審査請求人及び参加人（行服法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - （2） 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - （3） 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（審査請求人等への提出書類等の写し等の交付に係る手数料等の不徴収）

第47条 行服法第38条第1項の規定による審査請求人又は参加人への交付については、同条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の手数料及び行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第14条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の送付に要する費用の納付を要しない。

（審査会の調査権限）

第48条 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、保有個人情報（開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 議長は、審査会から前項の規定に基づく求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

（委員による調査手続）

第49条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定に基づき提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第50条 審査会は、第48条第3項の規定に基づく資料の提出又は行服法第81条第3項にお

いて準用する行服法第74条若しくは同項において準用する行服法第76条の規定に基づく主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人又は議長をいう。以下この条において同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（調査審議手続の非公開）

第51条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第52条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- （1） 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- （2） 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第53条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第54条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第55条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審議会への諮問の求め）

第56条 議長は、次に掲げる場合その他個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、知事に対して、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）第9条に規定する高知県個人情報保護審議会に諮問するよう求めることができる。

- （1） 第9条第1項の規定に基づき講ずる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の基準を定めようとする場合
- （2） 前号に掲げる場合のほか、第5条の規定による利用目的の明示の具体的方法、第8条の規定に基づく正確性の確保のための方策、第9条の規定による安全管理措置の

具体的手法、第12条第2項第1号の本人の同意の取得方法その他の議会における個人情報の取扱いに関する運用についての細則を定めようとする場合

(運用状況等の公表)

第57条 議長は、毎年1回、議会における個人情報の保護に関する運用状況を取りまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 議長は、前項の規定による公表に併せて、第17条第2項第1号カに掲げる本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイルについて、個人情報ファイルの名称、個人情報ファイルを保有する組織の名称、個人情報ファイルの利用目的、個人情報ファイルに記録される主な項目その他その概要を公表するものとする。

(委任)

第58条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第59条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第60条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第61条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第62条 前3条の規定は、高知県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第63条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第30条関係）

公文書の写し等の交付に係る費用の額

公文書の種類	交付するものの区分	金額
1 文書（2を除き、複製物を含む。）	(1) 用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの（単色刷り）	用紙1枚につき10円
	(2) 用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの（多色刷り）	用紙1枚につき20円
	(3) 複製物である電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの	電磁的記録媒体の購入等に要する額
	(4) 用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したものをスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。以下この表において同じ。）により読み取ってできた電磁的記録をPDFファイルにしたもの	スキャナにより読み取る用紙（用紙20枚までとする。）1枚につき10円（用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したものが多色刷りの場合は、20円）
2 電磁的記録又はマイクロフィルム	(1) 用紙に出力したもの（単色刷り）	用紙1枚につき10円
	(2) 用紙に出力したもの（多色刷り）	用紙1枚につき20円
	(3) 電磁的記録媒体に複写したもの	電磁的記録媒体の購入等に要する額
	(4) 用紙に出力したものをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をPDFファイルにしたもの	スキャナにより読み取る用紙（用紙20枚までとする。）1枚につき10円（用紙に出力したものが多色刷りの場合は、20円）
3 公文書の写しを外部に委託して作成したもの		公文書の写しの作成に要する額

備考 1 用紙は、日本産業規格A列3番までの大きさとし、これを超える大きさの用紙を用いた場合は、日本産業規格A列3番の用紙を用いた場合の枚数に換算して金額を算定する。

- 2 公文書が両面のものである場合は、その写しは片面ずつ（用紙2枚）として交付する。ただし、公文書の写し等の交付を受ける者の希望等により両面のもの交付する場合（公文書が片面のものである場合において、両面のものとして交付するときを含む。）は、片面を用紙1枚として金額を算定する。
- 3 この表の1の(4)及び2の(4)による開示の方法は、インターネットを利用して公文書の写し等を交付する場合に限るものとし、読み取る用紙が20枚（読み取る用紙が両面のものである場合は、片面を用紙1枚とする。）を超えるときは、当該方法を利用することができないものとする。

~~~~~  
高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第46号

##### 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

（高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

**第1条** 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の155」を「100分の160」に改める。

**第2条** 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

（知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正）

**第3条** 知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の155」を「100分の160」に改める。

**第4条** 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

##### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の議会の議員の条例」という。）及び第3条の規定による改正後の知事等の給与、旅費等に関する条例（同項において「改正後の知事等の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の議会の議員の条例又は改正後の知事等の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第3条の規定による改正前の知事等の給与、旅費等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議会の議員の条例又は改正後の知事等の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

~~~~~  
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第47号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の一部を次のように改正

する。

第22条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の87.5」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の41.3」を「100分の43.8」に、「100分の51.3」を「100分の53.8」に改める。

第25条の6に後段として次のように加える。

この場合において、第21条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。

第25条の9中「第21条第1項」を「第21条第1項及び第2項」に、「同項中」を「同条第1項中」に、「、「職員」を「職員」に、「とする」を「と、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」とする」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	147,400	196,100	230,500	265,400	291,800	322,100	367,200	413,700	467,400
	2	148,500	197,800	232,400	267,300	294,000	324,400	369,800	416,200	470,500
	3	149,700	199,500	234,000	269,300	296,300	326,700	372,400	418,700	473,600
	4	150,800	201,200	235,700	271,200	298,500	328,900	375,000	421,200	476,700
	5	151,900	202,800	237,200	273,100	300,400	331,200	377,200	423,500	479,700
	6	153,000	204,300	238,900	275,200	302,400	333,300	379,700	425,900	482,800
	7	154,100	206,000	240,600	277,300	304,700	335,400	382,200	428,300	485,900
	8	155,200	207,700	242,200	279,300	306,800	337,600	384,500	430,700	489,000
	9	156,300	209,400	243,700	281,200	308,800	339,800	387,100	433,000	492,000
	10	157,600	210,900	245,200	283,200	311,100	341,900	389,800	435,300	495,100
	11	158,900	212,400	246,800	285,300	313,400	344,100	392,500	437,600	498,200
	12	160,000	214,000	248,400	287,300	315,600	346,300	395,200	439,800	501,300
	13	161,300	215,300	249,800	289,200	317,800	348,200	397,800	442,000	504,300
	14	162,700	217,100	251,400	291,000	320,000	350,300	400,100	444,000	506,700
	15	164,200	218,900	253,000	293,100	322,100	352,400	402,400	446,000	509,100
	16	165,800	220,800	254,400	295,000	324,300	354,500	404,800	448,000	511,500
	17	167,000	222,500	255,700	296,900	326,400	356,400	407,100	450,000	514,000
	18	168,400	224,300	257,500	299,000	328,400	358,400	409,200	451,800	515,500
	19	169,800	225,900	259,500	301,100	330,500	360,400	411,300	453,600	517,000
	20	171,200	227,600	261,300	303,100	332,500	362,100	413,400	455,400	518,500
	21	172,600	229,000	263,000	305,200	334,500	364,200	415,500	457,200	519,700
	22	175,200	230,800	264,900	307,300	336,600	366,100	417,500	458,700	521,200
	23	177,800	232,500	266,800	309,300	338,700	368,100	419,500	460,200	522,700
	24	180,400	234,200	268,500	311,400	340,800	370,100	421,500	461,700	524,200
	25	183,000	235,600	270,300	313,300	342,400	372,200	423,600	463,200	525,500
	26	184,700	237,000	272,100	315,300	344,400	374,200	425,200	464,600	526,700
	27	186,300	238,500	274,000	317,400	346,400	376,200	426,800	466,000	527,900
	28	187,900	240,000	275,800	319,500	348,200	378,200	428,400	467,300	529,100
	29	189,400	241,100	277,500	321,400	350,100	380,200	430,100	468,500	530,300
	30	191,100	242,300	279,100	323,500	352,000	382,100	431,400	469,300	531,200
	31	192,800	243,600	281,000	325,600	353,900	384,000	432,700	470,100	532,100
	32	194,600	244,800	282,700	327,700	355,800	385,800	434,000	470,900	533,000
	33	196,100	245,900	284,200	329,300	357,700	387,600	435,300	471,700	533,800
34	197,500	247,100	286,100	331,300	359,500	389,300	436,600	472,500	534,700	

35	198,900	248,600	288,000	333,400	361,300	391,000	437,900	473,300	535,600
36	200,300	249,900	289,800	335,300	363,000	392,700	439,100	474,100	536,500
37	201,600	250,900	291,500	337,200	364,900	394,400	440,400	474,900	537,400
38	202,600	252,500	293,300	339,200	366,300	395,600	441,300	475,700	538,300
39	203,800	254,100	295,000	341,200	367,800	396,800	442,200	476,500	539,200
40	205,000	255,600	296,800	343,200	369,300	398,000	443,100	477,300	540,100
41	206,200	256,800	298,600	345,100	370,800	399,100	443,900	478,100	541,000
42	207,300	258,100	300,200	347,000	372,000	400,300	444,700	478,800	
43	208,300	259,500	301,900	348,900	373,200	401,500	445,500	479,600	
44	209,600	260,800	303,600	350,800	374,400	402,700	446,300	480,400	
45	210,600	261,900	305,200	352,700	375,400	403,700	447,100	481,200	
46	211,700	263,000	306,900	354,300	376,300	404,400	447,900		
47	212,900	264,400	308,600	355,900	377,200	405,100	448,700		
48	214,100	265,600	310,300	357,500	378,100	405,800	449,500		
49	215,200	266,700	311,500	359,200	379,100	406,600	450,100		
50	216,100	267,900	313,100	360,400	379,900	407,300	450,900		
51	216,900	269,200	314,700	361,600	380,700	408,000	451,700		
52	217,900	270,400	316,100	362,700	381,500	408,700	452,500		
53	218,900	271,500	317,800	363,700	382,400	409,500	453,100		
54	219,700	272,800	319,400	364,800	383,100	410,200	453,900		
55	220,500	274,000	321,000	365,800	383,800	410,900	454,700		
56	221,300	275,300	322,600	366,900	384,500	411,600	455,500		
57	221,900	276,400	324,100	367,800	385,200	412,300	456,100		
58	222,500	277,400	325,300	368,500	385,800	413,000	456,900		
59	223,200	278,500	326,500	369,200	386,500	413,700	457,700		
60	223,900	279,600	327,700	369,900	387,200	414,400	458,500		
61	224,400	280,700	328,800	370,500	387,700	415,000	459,100		
62	225,100	281,700	329,800	371,200	388,400	415,700			
63	225,900	282,700	330,700	371,900	389,100	416,400			
64	226,600	283,700	331,700	372,600	389,800	417,100			
65	227,000	284,400	332,600	373,100	390,300	417,600			
66	227,700	285,300	333,400	373,800	391,000	418,200			
67	228,600	286,200	334,200	374,500	391,700	418,900			
68	229,300	286,900	335,000	375,200	392,400	419,600			
69	229,800	287,900	335,900	375,700	392,900	420,100			
70	230,600	288,700	336,600	376,400	393,600	420,800			
71	231,400	289,500	337,300	377,100	394,300	421,500			
72	232,100	290,300	338,000	377,800	395,000	422,200			
73	232,700	291,100	338,500	378,300	395,500	422,700			
74	233,300	291,600	339,100	379,000	396,200	423,400			

75	234,000	292,100	339,700	379,700	396,900	424,100			
76	234,600	292,600	340,300	380,400	397,600	424,800			
77	235,200	293,000	340,700	380,900	398,000	425,300			
78	235,700	293,400	341,200	381,500	398,700				
79	236,500	293,800	341,700	382,100	399,400				
80	237,100	294,200	342,200	382,700	400,100				
81	237,600	294,500	342,700	383,400	400,600				
82	238,300	294,900	343,200	384,000	401,300				
83	239,000	295,300	343,700	384,600	402,000				
84	239,600	295,700	344,200	385,200	402,700				
85	240,400	296,000	344,700	385,800	403,200				
86	241,100	296,400	345,200	386,400					
87	241,700	296,800	345,700	387,000					
88	242,400	297,200	346,200	387,600					
89	243,100	297,500	346,600	388,300					
90	243,500	297,900	347,100	388,900					
91	244,000	298,300	347,600	389,500					
92	244,500	298,700	348,100	390,100					
93	244,700	298,900	348,400	390,800					
94		299,300	348,900						
95		299,700	349,400						
96		300,100	349,900						
97		300,300	350,200						
98		300,700	350,700						
99		301,100	351,200						
100		301,500	351,700						
101		301,700	352,000						
102		302,100	352,400						
103		302,500	352,800						
104		302,900	353,200						
105		303,100	353,700						
106		303,500	354,100						
107		303,900	354,500						
108		304,300	354,900						
109		304,500	355,400						
110		304,900	355,800						
111		305,300	356,200						
112		305,700	356,600						
113		305,900	357,100						
114		306,300							

	115		306,700							
	116		307,100							
	117		307,300							
	118		307,600							
	119		307,900							
	120		308,200							
	121		308,600							
	122		308,900							
	123		309,200							
	124		309,500							
	125		309,900							
再任用職員		187,000	214,700	259,100	279,400	295,000	321,000	363,700	398,000	450,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3 (第4条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	147,700	196,400	281,400	334,800	393,400
	2	148,800	198,800	283,800	336,900	396,200
	3	150,000	201,200	286,400	339,100	399,100
	4	151,100	203,600	288,900	341,100	401,900
	5	152,200	206,100	291,100	342,900	404,300
	6	153,500	208,300	293,500	344,700	407,000
	7	154,800	210,600	296,000	346,800	409,800
	8	156,100	212,900	298,500	348,700	412,300
	9	157,200	214,900	300,800	350,600	415,000
	10	158,800	217,000	303,300	352,700	417,800
	11	160,400	219,200	306,100	354,800	420,600
	12	161,900	221,300	308,600	356,800	423,400
	13	163,400	223,500	311,100	358,900	426,300
	14	165,200	225,700	313,800	360,800	429,100
	15	167,100	228,000	316,600	362,700	431,900
	16	169,100	230,400	319,300	364,700	434,700
	17	170,900	232,600	321,600	366,500	437,600
	18	173,000	235,300	323,800	368,400	440,300
	19	175,100	237,900	326,100	370,400	443,100
	20	177,100	240,600	328,200	372,300	445,900
	21	179,300	243,200	330,400	374,200	448,800
	22	181,600	245,800	332,200	376,100	451,500
	23	183,900	248,400	334,200	378,100	454,200
	24	186,200	251,100	336,100	380,100	456,900
	25	188,200	253,800	338,100	381,700	459,700
	26	190,300	256,400	340,000	383,500	462,300
	27	192,400	258,900	341,900	385,400	464,900
	28	194,500	261,400	343,700	387,100	467,400
	29	196,500	263,800	345,700	389,000	470,000
	30	198,000	266,000	347,400	391,000	472,600
	31	199,800	268,100	349,000	393,000	475,200
	32	201,600	270,300	350,700	395,000	477,800
	33	203,300	272,200	352,100	396,800	480,100
34	205,100	274,200	353,500	398,600	482,600	

35	206,900	276,400	355,000	400,200	485,100
36	208,600	278,500	356,400	402,000	487,600
37	210,300	280,300	357,800	403,700	490,200
38	212,000	281,800	359,100	405,300	492,700
39	213,900	283,400	360,500	406,900	495,200
40	215,700	285,000	361,900	408,500	497,700
41	217,500	286,300	362,900	410,100	500,300
42	219,300	287,400	364,000	411,700	502,600
43	220,900	288,600	365,300	413,300	504,900
44	222,700	289,500	366,300	414,900	507,200
45	224,500	290,300	367,600	416,500	509,300
46	226,300	291,500	368,900	418,100	510,900
47	228,200	292,800	370,200	419,700	512,500
48	230,100	294,000	371,500	421,300	514,100
49	231,800	295,100	372,600	422,700	515,800
50	233,700	296,300	373,900	424,200	517,300
51	235,600	297,600	375,200	425,700	518,700
52	237,400	298,700	376,500	427,200	520,200
53	238,900	299,700	377,600	428,700	521,500
54	240,700	300,700	378,700	430,100	522,700
55	242,400	302,000	379,800	431,500	523,900
56	244,200	303,100	380,900	432,900	525,100
57	245,700	304,000	381,800	434,100	526,300
58	246,800	305,200	382,700	435,500	527,300
59	248,000	306,400	383,600	436,900	528,300
60	249,200	307,500	384,500	438,300	529,300
61	250,100	308,600	385,200	439,400	530,400
62	251,100	309,700	386,000	440,400	531,300
63	252,100	310,700	386,900	441,400	532,200
64	253,200	311,800	387,800	442,400	533,100
65	254,300	312,900	388,500	443,300	534,000
66	255,400	313,900	389,300	444,200	534,900
67	256,600	315,000	390,100	445,100	535,800
68	257,500	316,000	390,900	446,000	536,700
69	258,600	317,200	391,700	446,700	537,700
70	260,000	318,200	392,400	447,600	538,600
71	261,500	319,300	393,100	448,500	539,500
72	262,900	320,400	393,800	449,400	540,400
73	264,000	321,300	394,600	450,100	541,400
74	265,300	322,300	395,300		

75	266,700	323,400	396,000
76	267,900	324,300	396,700
77	268,800	325,400	397,500
78	269,800	326,400	398,100
79	271,100	327,400	398,800
80	272,200	328,400	399,500
81	273,400	329,500	400,200
82	274,700	330,300	400,900
83	276,000	331,000	401,600
84	277,200	331,800	402,300
85	278,400	332,700	402,900
86	279,700	333,300	403,600
87	280,900	333,900	404,300
88	282,200	334,500	405,000
89	283,200	334,900	405,600
90	284,300	335,500	
91	285,500	336,100	
92	286,600	336,700	
93	287,700	337,100	
94	288,600	337,600	
95	289,600	338,100	
96	290,600	338,600	
97	291,100	339,200	
98	292,000	339,700	
99	292,900	340,200	
100	293,600	340,700	
101	294,500	341,300	
102	295,200	341,800	
103	295,900	342,300	
104	296,600	342,800	
105	297,400	343,400	
106	297,900	343,900	
107	298,400	344,400	
108	298,900	344,900	
109	299,400	345,500	
110	299,800	346,000	
111	300,200	346,500	
112	300,600	347,000	
113	301,000	347,600	
114	301,400	348,100	

	115	301,800	348,600			
	116	302,200	349,100			
	117	302,600	349,700			
	118	303,000	350,200			
	119	303,400	350,700			
	120	303,800	351,200			
	121	304,100	351,800			
再任用職員		217,000	262,700	288,700	332,100	392,300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表

1 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	252,400	334,500	396,500	469,400
	2	254,900	337,300	399,100	471,700
	3	257,300	340,100	401,700	473,900
	4	259,800	343,000	404,400	476,200
	5	262,100	345,600	407,000	478,300
	6	265,700	348,400	409,700	480,400
	7	269,500	351,300	412,300	482,500
	8	273,200	354,300	414,900	484,700
	9	276,800	356,800	417,200	486,900
	10	280,600	359,700	419,800	489,000
	11	284,600	362,600	422,500	491,100
	12	288,600	365,400	424,900	492,900
	13	292,400	368,200	427,400	495,000
	14	296,300	371,600	429,400	497,100
	15	300,200	375,200	431,800	499,200
	16	304,200	378,600	434,000	501,200
	17	307,700	381,900	436,200	503,300
	18	311,100	384,400	438,500	505,300
	19	314,500	386,900	440,900	507,300
	20	317,900	389,500	443,300	509,300
	21	321,300	392,300	445,400	511,100
	22	324,800	394,800	447,800	513,000
	23	328,000	397,200	450,100	514,900
	24	331,300	399,600	452,500	516,800
	25	334,300	401,700	454,700	518,500
	26	336,500	403,900	457,000	520,300
	27	338,700	406,200	459,200	522,100
	28	341,100	408,200	461,500	523,900
	29	343,300	410,600	463,500	525,800
	30	345,400	412,200	465,700	527,600
	31	347,400	414,200	467,900	529,400
32	349,500	416,000	470,200	531,200	

33	351,500	418,100	472,200	533,000
34	353,700	420,000	474,300	534,800
35	356,100	422,000	476,400	536,600
36	358,300	424,000	478,200	538,400
37	360,400	425,900	480,300	540,100
38	362,500	427,900	482,100	541,700
39	364,600	429,800	483,900	543,300
40	366,800	431,800	485,600	544,700
41	369,000	433,800	487,300	546,300
42	370,400	435,600	489,100	547,700
43	371,700	437,300	490,900	549,100
44	373,000	439,100	492,700	550,500
45	374,300	440,800	494,300	551,700
46	375,700	442,500	496,100	552,700
47	377,200	444,200	497,900	553,700
48	378,400	446,000	499,700	554,700
49	379,700	447,800	501,300	555,800
50	380,200	449,600	502,600	556,700
51	381,100	451,400	503,900	557,600
52	381,800	452,900	505,200	558,500
53	382,800	454,800	506,500	559,400
54	383,600	456,000	507,800	560,300
55	384,500	457,200	509,100	561,200
56	385,400	458,300	510,400	562,100
57	386,200	459,500	511,600	563,000
58	387,100	460,500	512,500	563,900
59	387,900	461,500	513,400	564,800
60	388,800	462,500	514,300	565,700
61	389,600	463,400	515,200	566,600
62	390,100	464,100	516,100	567,500
63	390,500	464,800	517,000	568,400
64	391,000	465,500	517,700	569,300
65	391,200	466,200	518,600	570,200
66		466,900	519,500	
67		467,600	520,400	
68		468,300	521,300	
69		468,800	522,200	
70		469,500	523,100	
71		470,200	524,000	
72		470,900	524,900	

73	471,400	525,700		
74	472,100	526,600		
75	472,800	527,500		
76	473,500	528,400		
77	474,000	529,200		
78	474,600	530,100		
79	475,200	531,000		
80	475,600	531,900		
81	476,200	532,700		
82	476,800	533,600		
83	477,400	534,500		
84	478,000	535,400		
85	478,500	536,200		
86	479,100	537,100		
87	479,700	538,000		
88	480,300	538,900		
89	480,800	539,700		
90	481,400			
91	482,000			
92	482,600			
93	483,100			
94	483,700			
95	484,300			
96	484,900			
97	485,400			
再任用職員	294,900	337,300	391,700	464,800

備考 この表は、病院、福祉保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	152,100	189,200	222,400	248,800	282,600	330,100	375,900
	2	153,500	190,800	223,900	250,200	284,800	332,200	378,600
	3	154,900	192,300	225,200	251,600	287,000	334,300	381,300
	4	156,300	193,800	226,800	253,000	289,100	336,500	384,000
	5	157,500	195,300	228,100	254,200	291,100	338,600	386,600
	6	159,200	196,800	229,600	255,400	293,200	340,700	389,300
	7	160,900	198,300	231,200	256,700	295,400	342,900	392,000
	8	162,400	199,800	232,800	258,000	297,500	345,100	394,700
	9	164,100	201,400	234,300	259,100	299,400	347,000	397,300
	10	165,800	202,900	235,900	260,400	301,300	349,200	399,700
	11	167,500	204,600	237,500	261,700	303,500	351,400	402,100
	12	169,300	206,200	239,100	262,800	305,500	353,600	404,600
	13	170,700	207,700	240,800	263,900	307,600	355,300	406,900
	14	172,600	209,000	242,200	265,600	309,700	357,300	409,100
	15	174,500	210,500	243,600	267,500	311,800	359,300	411,300
	16	176,200	212,000	245,000	269,100	313,800	361,100	413,500
	17	178,100	213,400	246,300	270,600	316,000	363,100	415,600
	18	179,900	214,800	247,500	272,500	318,100	365,200	417,700
	19	181,800	216,300	248,800	274,400	320,100	367,200	419,800
	20	183,600	217,900	250,100	276,200	322,200	369,300	421,900
	21	185,500	219,200	251,200	277,800	324,300	371,200	423,800
	22	187,000	220,600	252,500	279,600	326,200	373,300	425,400
	23	188,400	222,100	253,700	281,500	328,200	375,400	427,000
	24	189,800	223,600	254,800	283,300	330,200	377,500	428,600
	25	191,400	225,100	255,900	285,100	332,100	379,400	430,200
	26	192,800	226,500	257,400	286,700	334,100	381,300	431,500
	27	194,200	227,900	259,100	288,600	336,100	383,200	432,800
	28	195,600	229,300	260,600	290,300	338,100	385,100	434,100
	29	197,200	230,900	262,100	292,100	339,800	386,900	435,500
	30	198,300	232,300	263,900	294,000	341,600	388,700	436,800
	31	199,600	233,800	265,700	295,900	343,400	390,500	438,100
	32	200,800	235,300	267,400	297,700	345,000	392,300	439,300
	33	202,100	236,700	268,700	299,500	346,800	393,900	440,700
	34	203,200	237,900	270,400	301,300	348,700	395,200	442,000
35	204,500	239,200	272,200	303,000	350,600	396,500	443,300	

36	205,800	240,500	273,900	304,800	352,500	397,800	444,600
37	206,800	241,700	275,400	306,400	354,300	398,900	446,000
38	207,900	243,000	276,800	308,000	356,000	400,100	446,800
39	208,900	244,400	278,500	309,700	357,700	401,200	447,600
40	210,200	245,700	280,000	311,400	359,400	402,400	448,400
41	211,100	246,800	281,500	313,100	361,000	403,500	449,000
42	212,200	248,000	283,200	314,800	362,300	404,300	449,800
43	213,200	249,300	284,900	316,500	363,600	405,100	450,600
44	214,400	250,400	286,500	318,200	364,900	405,900	451,400
45	215,500	251,500	288,200	319,400	366,100	406,500	452,000
46	216,400	253,100	289,900	320,900	367,300	407,200	452,800
47	217,300	254,700	291,500	322,400	368,500	407,900	453,600
48	218,300	256,200	293,200	323,800	369,700	408,600	454,400
49	219,300	257,600	294,600	325,300	370,900	409,400	455,000
50	220,000	258,900	296,100	326,600	371,900	410,100	455,800
51	220,800	260,300	297,700	327,900	372,900	410,800	456,600
52	221,600	261,600	299,300	329,200	373,900	411,500	457,400
53	222,200	262,700	300,600	330,300	374,700	412,200	458,000
54	222,800	263,800	302,100	331,300	375,600	412,900	
55	223,500	265,200	303,600	332,400	376,500	413,600	
56	224,200	266,400	305,100	333,500	377,400	414,300	
57	224,700	267,300	306,400	334,300	378,200	414,900	
58	225,300	268,600	307,700	335,300	379,000	415,600	
59	226,000	269,900	309,000	336,300	379,800	416,300	
60	226,600	271,100	310,200	337,300	380,600	417,000	
61	227,200	272,200	311,500	338,100	381,200	417,500	
62	227,900	273,500	312,800	338,800	381,900	418,100	
63	228,800	274,700	314,100	339,500	382,600	418,800	
64	229,500	276,000	315,400	340,200	383,300	419,500	
65	229,900	277,100	316,800	340,900	383,900	420,000	
66	230,800	278,100	317,600	341,600	384,600		
67	231,700	279,200	318,400	342,300	385,300		
68	232,500	280,300	319,200	343,000	386,000		
69	233,000	281,300	320,100	343,700	386,500		
70	233,600	282,400	320,900	344,300	387,100		
71	234,300	283,500	321,700	344,900	387,700		
72	234,900	284,600	322,500	345,500	388,300		
73	235,500	285,400	323,300	346,000	389,000		
74	236,000	286,100	323,900	346,600	389,600		
75	236,800	286,800	324,500	347,200	390,200		

76	237,400	287,400	325,100	347,800	390,800		
77	237,800	288,200	325,800	348,300	391,500		
78	238,400	288,800	326,300	348,800	392,100		
79	239,000	289,400	326,800	349,300	392,700		
80	239,500	290,000	327,300	349,800	393,300		
81	240,000	290,700	327,900	350,200	394,000		
82	240,400	291,200	328,400	350,600	394,600		
83	240,700	291,700	328,900	351,000	395,200		
84	241,100	292,200	329,400	351,400	395,800		
85	241,500	292,600	330,000	351,900	396,500		
86		292,900	330,400	352,300			
87		293,200	330,700	352,700			
88		293,500	331,100	353,100			
89		293,900	331,600	353,600			
90		294,200	332,000	354,000			
91		294,500	332,400	354,400			
92		294,800	332,800	354,800			
93		295,200	333,300	355,300			
94		295,500	333,600	355,700			
95		295,800	334,000	356,100			
96		296,100	334,400	356,500			
97		296,500	334,600	357,000			
98		296,800	335,000	357,400			
99		297,100	335,400	357,800			
100		297,400	335,800	358,200			
101		297,800	336,000	358,700			
102		298,100	336,400	359,100			
103		298,400	336,800	359,500			
104		298,700	337,200	359,900			
105		299,000	337,400	360,400			
106			337,800				
107			338,200				
108			338,600				
109			338,800				
110			339,200				
111			339,600				
112			340,000				
113			340,200				

再任用職員		188,000	214,800	247,200	260,800	287,100	329,000	372,100
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、病院、福祉保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

3 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	166,600	193,400	239,800	262,400	288,900	333,500
	2	168,000	195,500	241,500	263,100	290,900	335,700
	3	169,500	197,500	243,100	264,100	292,700	337,800
	4	170,900	199,400	244,600	265,100	294,600	339,900
	5	172,300	201,500	246,100	266,000	296,300	342,100
	6	173,800	203,800	247,400	267,000	298,100	344,200
	7	175,300	206,100	248,600	268,100	299,900	346,400
	8	176,700	208,400	249,900	269,000	301,700	348,500
	9	178,100	210,700	251,100	270,200	303,600	350,300
	10	179,800	212,000	252,400	271,100	305,200	352,300
	11	181,400	213,200	253,600	272,400	306,900	354,200
	12	182,900	214,500	254,700	273,800	308,600	356,200
	13	184,300	215,800	255,800	275,200	310,400	358,400
	14	186,200	217,300	256,800	276,500	312,200	360,300
	15	188,200	218,800	257,800	278,000	313,800	362,400
	16	190,200	220,100	258,800	279,300	315,600	364,500
	17	192,300	221,500	259,700	280,900	317,500	366,600
	18	194,400	222,900	260,500	282,400	319,100	368,700
	19	196,400	224,300	261,500	283,700	320,800	370,800
	20	198,300	225,500	262,200	285,100	322,500	372,900
	21	200,400	226,900	263,200	286,600	324,100	375,100
	22	202,500	228,400	264,300	288,100	325,700	377,300
	23	204,700	230,100	265,300	289,600	327,200	379,500
	24	206,900	231,500	266,400	291,100	328,700	381,700
	25	208,900	232,800	267,500	292,400	330,400	383,700
	26	210,100	234,400	268,800	293,900	331,800	385,700
	27	211,200	235,900	270,200	295,500	333,400	387,700
	28	212,400	237,300	271,500	297,100	334,900	389,700
	29	213,500	239,000	273,100	298,700	336,400	391,700
	30	214,800	240,300	274,700	300,400	337,900	393,600
	31	216,100	241,500	276,100	301,900	339,300	395,500
	32	217,200	242,900	277,600	303,600	340,800	397,400
	33	218,500	244,100	279,100	305,100	342,500	399,100
	34	219,700	245,500	280,500	306,600	343,900	400,800
35	220,900	246,700	281,900	308,200	345,500	402,600	

36	221,900	247,800	283,300	309,800	347,100	404,400
37	223,300	248,900	284,800	311,300	348,800	406,300
38	224,500	250,000	286,000	312,900	350,400	408,100
39	225,900	251,100	287,300	314,400	352,000	409,900
40	227,000	252,200	288,600	315,900	353,600	411,700
41	227,900	253,100	290,200	317,500	355,200	413,400
42	229,200	253,900	291,800	318,900	356,800	415,100
43	230,500	254,900	293,200	320,400	358,400	416,800
44	231,600	255,700	294,800	321,800	360,000	418,400
45	232,900	256,700	296,200	323,100	361,600	419,900
46	234,100	257,800	297,600	324,500	363,100	421,500
47	235,400	258,800	299,100	325,800	364,600	423,100
48	236,800	259,800	300,600	327,300	366,000	424,700
49	237,800	260,900	301,900	328,600	367,500	426,400
50	239,200	261,900	303,300	329,800	368,900	428,000
51	240,400	263,000	304,600	331,100	370,300	429,600
52	241,500	264,000	305,900	332,500	371,700	431,200
53	242,600	265,400	307,400	333,900	373,200	432,700
54	243,700	267,000	308,700	335,300	374,400	434,200
55	244,800	268,400	310,100	336,700	375,600	435,700
56	245,900	269,800	311,400	338,100	376,800	437,200
57	246,900	271,300	312,600	339,300	378,100	438,500
58	247,800	272,800	313,900	340,700	379,100	439,400
59	248,800	274,300	315,100	342,100	380,100	440,300
60	249,600	275,800	316,500	343,500	381,100	441,200
61	250,600	277,300	317,700	344,700	381,900	442,100
62	251,600	278,500	318,800	346,000	382,700	443,000
63	252,500	279,800	320,100	347,300	383,500	443,900
64	253,400	281,100	321,400	348,600	384,300	444,800
65	254,300	282,700	322,700	349,800	385,200	445,700
66	255,100	284,200	324,000	351,000	386,000	446,500
67	256,200	285,500	325,300	352,200	386,800	447,300
68	257,200	287,000	326,600	353,400	387,600	448,100
69	258,200	288,300	327,700	354,400	388,400	448,900
70	259,500	289,700	328,900	355,500	389,100	
71	260,600	291,200	330,100	356,600	389,800	
72	261,800	292,700	331,200	357,700	390,500	
73	263,100	293,900	332,500	358,700	391,300	
74	264,300	295,300	333,600	359,800	391,900	
75	265,500	296,600	334,800	360,900	392,500	

76	266,700	297,900	336,000	362,000	393,100	
77	267,700	299,400	337,200	362,900	393,700	
78	268,600	300,600	338,400	363,700	394,300	
79	269,700	301,800	339,600	364,500	394,900	
80	270,800	303,000	340,800	365,300	395,500	
81	271,900	303,900	341,900	366,000	396,000	
82	273,000	305,100	343,000	366,600	396,600	
83	273,900	306,200	344,100	367,200	397,200	
84	275,000	307,500	345,200	367,800	397,800	
85	275,900	308,600	346,300	368,500	398,300	
86	276,900	309,600	347,300	369,100	398,900	
87	278,000	310,800	348,300	369,700	399,500	
88	279,100	312,000	349,300	370,300	400,100	
89	280,100	313,300	350,400	370,800	400,500	
90	281,100	314,500	351,200	371,400	401,100	
91	282,000	315,700	352,000	372,000	401,700	
92	282,900	316,900	352,800	372,600	402,300	
93	283,900	318,100	353,600	373,100	402,800	
94	284,800	318,900	354,300	373,600		
95	285,700	319,700	355,000	374,100		
96	286,600	320,500	355,700	374,600		
97	287,500	321,200	356,200	375,200		
98	288,300	321,900	356,700	375,700		
99	289,000	322,600	357,200	376,200		
100	289,900	323,300	357,700	376,700		
101	290,700	323,800	358,300	377,300		
102	291,300	324,400	358,800	377,800		
103	292,100	325,000	359,300	378,300		
104	292,900	325,600	359,800	378,800		
105	293,600	326,000	360,400	379,400		
106	294,100	326,500	360,900	379,900		
107	294,600	327,000	361,400	380,400		
108	295,100	327,500	361,900	380,900		
109	295,600	328,000	362,400	381,500		
110	296,000	328,400	362,900	382,000		
111	296,400	328,800	363,400	382,500		
112	296,800	329,200	363,900	383,000		
113	297,200	329,600	364,400	383,600		
114	297,600	330,000	364,900			
115	298,000	330,400	365,400			

116	298,400	330,700	365,800
117	298,700	331,000	366,200
118	299,100	331,400	366,700
119	299,500	331,800	367,200
120	299,900	332,200	367,700
121	300,200	332,400	368,100
122	300,600	332,800	368,600
123	301,000	333,200	369,100
124	301,400	333,600	369,600
125	301,600	333,800	370,000
126	302,000	334,200	
127	302,400	334,600	
128	302,800	335,000	
129	303,000	335,300	
130	303,400	335,700	
131	303,800	336,100	
132	304,200	336,500	
133	304,400	336,800	
134	304,800	337,200	
135	305,200	337,600	
136	305,600	338,000	
137	305,800	338,300	
138	306,200	338,700	
139	306,600	339,100	
140	307,000	339,500	
141	307,200	339,800	
142	307,600	340,200	
143	308,000	340,600	
144	308,400	341,000	
145	308,600	341,300	
146	309,000	341,700	
147	309,400	342,100	
148	309,800	342,500	
149	310,000	342,800	
150	310,300	343,200	
151	310,600	343,600	
152	310,900	344,000	
153	311,300	344,300	
154	311,600		
155	311,900		

156	312,200						
157	312,600						
158	312,900						
159	313,200						
160	313,500						
161	313,900						
162	314,200						
163	314,500						
164	314,800						
165	315,200						
166	315,500						
167	315,800						
168	316,100						
169	316,500						
再任用職員		234,500	259,300	266,700	277,100	294,300	332,400

備考 この表は、病院、福祉保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
 第22条第2項第1号中「100分の87.5」を「100分の85」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の41.2（特定幹部職員にあっては、100分の51.2）、12月に支給する場合には100分の43.8」を「100分の42.5」に、「100分の53.8」を「100分の52.5」に改める。
 第25条の6及び第25条の9中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。
 （一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）の一部を次のように改正する。
 第5条第2項から第4項までの規定中「100分の157」を「100分の161」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。
 第5条第2項から第4項までの規定中「100分の161」を「100分の159」に改める。
 （一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。
 第5条第2項の表中「334,000」を「335,000」に改める。
 第6条第2項及び第3項中「100分の157」を「100分の161」に改める。

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。
 第6条第2項及び第3項中「100分の161」を「100分の159」に改める。
 （公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。
 第23条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の87.5」に改め、同項第2号中「100分の41.3」を「100分の43.8」に改める。
 第25条の6に後段として次のように加える。
 この場合において、第22条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。
 第25条の9中「第22条第1項」を「第22条第1項及び第2項」に、「同項中」を「同条第1項中」に、「、「職員」を「職員」に、「とする」を「と、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」とする」に改める。
 別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

小学校・中学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	161,300	176,900	261,900	290,700	413,400
	2	162,800	178,900	264,500	293,400	415,000
	3	164,300	181,000	267,100	296,400	416,600
	4	165,800	183,200	269,700	299,300	418,200
	5	167,400	185,100	272,100	301,500	419,900
	6	169,300	187,200	274,400	304,400	421,500
	7	171,100	189,300	276,800	307,400	423,100
	8	172,800	191,500	279,200	310,300	424,700
	9	174,600	193,700	281,500	313,100	426,200
	10	176,600	196,500	283,900	315,900	427,600
	11	178,600	199,200	286,100	318,800	429,000
	12	180,600	201,900	288,500	321,600	430,400
	13	182,500	204,600	290,800	324,200	431,800
	14	184,600	206,200	293,000	326,400	433,200
	15	186,700	207,800	295,500	328,700	434,600
	16	188,800	209,400	298,100	330,900	436,000
	17	191,100	211,200	300,600	333,000	437,300
	18	193,600	212,800	303,100	335,000	438,700
	19	196,100	214,400	305,700	337,300	440,000
	20	198,600	216,100	308,400	339,400	441,400
	21	201,000	217,800	311,000	341,500	442,700
	22	202,600	219,600	313,500	343,800	444,100
	23	204,200	221,400	316,100	346,100	445,500
	24	205,800	223,200	318,800	348,400	446,900
	25	207,300	224,800	321,400	350,500	448,200
	26	208,800	226,600	323,600	352,400	449,500
	27	210,300	228,400	325,700	354,200	450,800
	28	211,800	230,300	328,100	356,100	452,100
	29	213,500	232,100	330,300	357,900	453,400
	30	215,000	234,500	332,200	359,700	454,600
	31	216,600	236,900	334,400	361,500	455,800
	32	218,200	239,400	336,600	363,400	457,000
	33	219,700	242,000	338,800	365,100	458,200
34	221,100	244,700	340,800	366,900	459,100	

35	222,700	247,500	342,900	368,700	460,000
36	224,300	250,300	344,900	370,400	460,900
37	225,700	253,000	347,000	372,200	461,800
38	227,200	255,500	348,900	373,700	
39	228,600	258,100	350,800	375,300	
40	230,200	260,700	352,800	376,700	
41	231,900	263,200	354,800	378,100	
42	233,500	265,700	356,500	379,600	
43	235,200	268,100	358,300	381,100	
44	236,900	270,500	360,100	382,600	
45	238,700	272,500	361,800	384,200	
46	240,100	274,800	363,400	385,800	
47	241,600	277,100	365,000	387,400	
48	243,200	279,300	366,600	389,000	
49	244,700	281,500	367,900	390,500	
50	246,200	283,600	369,500	392,000	
51	247,700	286,000	371,200	393,500	
52	249,100	288,300	372,900	395,000	
53	250,000	290,300	374,600	396,600	
54	251,500	292,600	376,100	398,000	
55	252,900	295,000	377,600	399,300	
56	254,200	297,200	379,100	400,600	
57	255,500	299,200	380,600	402,100	
58	256,500	301,800	382,000	403,500	
59	257,800	304,500	383,400	404,900	
60	259,000	307,100	384,800	406,300	
61	260,100	309,400	386,100	407,600	
62	261,300	311,800	387,400	409,000	
63	262,600	314,300	388,700	410,400	
64	263,600	316,700	390,000	411,800	
65	264,600	318,900	391,300	413,000	
66	266,100	320,800	392,500	414,200	
67	267,700	323,000	393,700	415,400	
68	269,100	325,000	394,900	416,600	
69	270,600	327,100	396,100	417,700	
70	272,000	329,300	397,300	418,900	
71	273,500	331,500	398,400	420,100	
72	274,900	333,600	399,600	421,300	
73	276,000	335,700	400,800	422,300	
74	277,000	337,900	401,900	423,100	

75	278,300	340,000	403,000	423,900
76	279,400	342,200	404,100	424,700
77	280,600	344,100	405,200	425,600
78	281,800	345,900	406,200	426,400
79	283,000	347,800	407,200	427,200
80	284,200	349,700	408,200	428,000
81	285,400	351,400	409,200	428,800
82	286,600	353,200	410,000	429,500
83	287,700	355,000	410,800	430,200
84	288,900	356,700	411,600	430,900
85	289,900	358,100	412,400	431,600
86	290,800	359,700	413,200	432,300
87	291,800	361,400	414,000	433,000
88	292,800	362,800	414,800	433,700
89	293,800	364,500	415,600	434,400
90	294,700	365,800	416,300	435,100
91	295,600	367,200	417,000	435,800
92	296,400	368,600	417,700	436,500
93	296,800	370,100	418,300	437,000
94	297,500	371,400	419,000	
95	298,300	372,700	419,700	
96	298,900	374,000	420,400	
97	299,800	375,400	421,100	
98	300,600	376,500	421,700	
99	301,400	377,600	422,300	
100	302,200	378,700	422,800	
101	303,100	379,900	423,300	
102	303,600	381,000	423,900	
103	304,100	382,100	424,500	
104	304,600	383,200	425,000	
105	305,100	384,200	425,400	
106	305,500	385,200	426,000	
107	305,900	386,100	426,600	
108	306,300	387,100	427,100	
109	306,500	388,000	427,600	
110	306,900	389,000		
111	307,300	390,000		
112	307,700	391,000		
113	307,900	391,800		
114	308,200	392,700		

115	308,500	393,600			
116	308,800	394,500			
117	309,100	395,500			
118	309,400	396,300			
119	309,700	397,100			
120	310,000	397,900			
121	310,200	398,600			
122	310,500	399,400			
123	310,800	400,200			
124	311,100	401,000			
125	311,300	401,700			
126		402,400			
127		403,100			
128		403,800			
129		404,600			
130		405,300			
131		406,000			
132		406,700			
133		407,200			
134		407,800			
135		408,400			
136		409,000			
137		409,400			
138		410,000			
139		410,600			
140		411,200			
141		411,600			
142		412,200			
143		412,800			
144		413,400			
145		413,800			
146		414,400			
147		415,000			
148		415,600			
149		416,000			
再任用職員	226,500	275,900	303,600	330,500	413,400

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第5条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	161,300	204,600	262,000	333,100	423,800
	2	162,800	206,200	264,600	335,100	425,700
	3	164,300	207,800	267,100	337,300	427,600
	4	165,800	209,400	269,700	339,400	429,500
	5	167,400	211,200	272,100	341,500	431,400
	6	169,300	212,800	274,500	343,800	433,300
	7	171,100	214,400	276,800	346,100	435,200
	8	172,700	216,100	279,200	348,400	437,100
	9	174,500	217,800	281,500	350,500	438,900
	10	176,500	219,600	283,900	352,700	440,700
	11	178,500	221,400	286,100	354,800	442,600
	12	180,500	223,200	288,500	357,000	444,500
	13	182,400	224,800	290,800	359,100	446,300
	14	184,500	226,600	293,000	361,000	448,200
	15	186,600	228,400	295,600	363,100	450,100
	16	188,700	230,300	298,100	365,200	452,000
	17	191,000	232,100	300,600	367,100	453,800
	18	193,600	234,500	303,200	369,100	455,700
	19	196,000	236,900	305,800	371,100	457,600
	20	198,500	239,400	308,500	373,000	459,500
	21	201,000	242,000	311,100	375,000	461,300
	22	202,600	244,700	313,600	376,900	463,200
	23	204,200	247,500	316,200	378,900	465,100
	24	205,800	250,300	318,900	380,800	466,900
	25	207,300	253,000	321,500	382,300	468,700
	26	208,900	255,600	323,700	384,200	470,400
	27	210,500	258,200	325,800	386,100	472,100
	28	212,200	260,700	328,100	388,000	473,800
	29	213,600	263,200	330,300	389,900	475,600
	30	215,200	265,700	332,200	391,900	477,300
	31	216,800	268,100	334,400	393,900	478,900
	32	218,400	270,500	336,600	395,900	480,600
	33	220,000	272,500	338,800	397,800	482,300
34	221,500	274,800	340,900	399,500	483,300	

35	223,200	277,100	343,100	401,200	484,300
36	224,900	279,300	345,200	403,000	485,300
37	226,400	281,500	347,400	404,600	486,400
38	228,000	283,600	349,500	406,200	
39	229,500	286,000	351,600	407,800	
40	231,200	288,300	353,800	409,400	
41	233,000	290,300	356,000	411,100	
42	234,500	292,700	358,000	412,700	
43	236,200	295,000	360,100	414,300	
44	237,900	297,200	362,200	415,900	
45	239,600	299,300	364,200	417,600	
46	241,100	301,900	366,200	419,200	
47	242,600	304,600	368,100	420,800	
48	244,200	307,200	370,200	422,400	
49	245,600	309,500	372,000	424,100	
50	247,100	311,900	373,800	425,700	
51	248,600	314,400	375,800	427,300	
52	250,100	316,800	377,800	428,900	
53	251,200	319,000	379,800	430,600	
54	252,500	320,900	381,600	432,200	
55	253,900	323,000	383,400	433,800	
56	255,200	325,000	385,200	435,400	
57	256,400	327,100	386,900	437,100	
58	257,600	329,300	388,600	438,700	
59	259,000	331,500	390,300	440,200	
60	260,300	333,600	392,000	441,800	
61	261,500	335,700	393,700	443,500	
62	262,900	337,900	395,200	445,100	
63	264,000	340,000	396,700	446,700	
64	265,100	342,200	398,100	448,300	
65	266,400	344,300	399,600	450,000	
66	268,000	346,400	401,100	451,600	
67	269,600	348,600	402,600	453,200	
68	271,200	350,800	404,100	454,800	
69	272,600	352,700	405,600	456,400	
70	273,900	354,800	407,000	458,000	
71	275,400	356,900	408,400	459,600	
72	276,800	358,900	409,800	461,200	
73	277,900	360,600	411,200	462,700	
74	279,000	362,400	412,600	463,700	

75	280,400	364,400	414,000	464,700
76	281,600	366,200	415,400	465,700
77	282,800	368,100	416,800	466,500
78	284,000	369,800	418,200	
79	285,200	371,500	419,500	
80	286,400	373,200	420,900	
81	287,600	374,900	422,300	
82	288,800	376,400	423,600	
83	289,900	377,900	424,900	
84	291,100	379,400	426,200	
85	292,300	380,900	427,500	
86	293,400	382,400	428,700	
87	294,600	383,900	429,900	
88	295,800	385,400	431,100	
89	296,900	386,800	432,300	
90	298,100	388,200	433,400	
91	299,300	389,600	434,500	
92	300,400	391,000	435,600	
93	301,100	392,500	436,700	
94	302,200	393,800	437,800	
95	303,400	395,100	438,900	
96	304,500	396,400	440,000	
97	305,400	397,800	441,100	
98	306,500	398,800	441,900	
99	307,600	399,900	442,700	
100	308,700	401,000	443,500	
101	309,600	402,100	444,300	
102	310,700	403,200	444,900	
103	311,800	404,300	445,500	
104	312,900	405,400	446,100	
105	313,800	406,300	446,600	
106	314,700	407,300	447,200	
107	315,600	408,300	447,800	
108	316,500	409,300	448,400	
109	317,500	410,200	449,000	
110	318,100	411,100		
111	318,700	412,000		
112	319,300	412,900		
113	320,000	413,600		
114	320,500	414,400		

115	321,000	415,200
116	321,500	416,000
117	322,100	416,800
118	322,600	417,600
119	323,100	418,300
120	323,600	419,100
121	324,200	419,900
122	324,700	420,400
123	325,200	420,900
124	325,700	421,400
125	326,300	421,800
126	326,700	422,300
127	327,100	422,800
128	327,500	423,300
129	327,800	423,700
130	328,200	424,200
131	328,600	424,700
132	329,000	425,200
133	329,200	425,600
134	329,500	426,100
135	329,800	426,600
136	330,100	427,100
137	330,500	427,500
138	330,700	
139	331,000	
140	331,300	
141	331,600	
142	331,900	
143	332,200	
144	332,500	
145	332,800	
146	333,100	
147	333,400	
148	333,700	
149	333,900	
150	334,200	
151	334,500	
152	334,800	
153	335,000	

再任用職員		235,400	279,300	308,700	337,400	423,800
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

- 備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

第8条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「100分の87.5」を「100分の85」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の41.2、12月に支給する場合には100分の43.8」を「100分の42.5」に改める。

第25条の6及び第25条の9中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

（警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第9条 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の87.5」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の41.3」を「100分の43.8」に、「100分の51.3」を「100分の53.8」に改める。

第25条の6に後段として次のように加える。

この場合において、第21条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。

第25条の9中「第21条第1項」を「第21条第1項及び第2項」に、「同項中」を「同条第1項中」に、「職員」を「職員」に、「とする」を「と」と、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」とする」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

警察官給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	171,400	186,700	212,500	249,800	295,500	322,600	350,900	386,400	428,700
	2	173,100	188,400	214,500	251,300	297,700	324,800	353,100	388,500	430,600
	3	174,800	190,200	216,400	253,000	299,900	327,100	355,400	390,700	432,500
	4	176,500	191,900	218,300	254,800	302,100	329,200	357,600	392,900	434,400
	5	178,000	193,800	220,200	256,500	304,100	331,400	359,600	394,700	436,200
	6	179,900	195,900	222,100	258,300	306,200	333,300	361,800	396,700	438,100
	7	181,700	198,100	224,000	260,100	308,500	335,600	364,000	398,700	439,900
	8	183,400	200,300	226,000	261,900	310,700	337,600	366,100	400,400	441,800
	9	185,100	202,500	228,000	263,500	312,600	339,600	368,100	402,300	443,500
	10	186,700	205,000	229,700	265,200	314,800	341,800	370,200	404,300	445,300
	11	188,400	207,500	231,400	266,900	317,100	344,100	372,400	406,400	447,100
	12	190,000	210,000	233,100	268,600	319,200	346,300	374,500	408,500	448,900
	13	191,900	212,300	235,000	270,100	321,100	348,300	376,700	410,400	450,500
	14	193,800	214,100	236,600	271,400	323,100	350,500	378,800	412,500	452,300
	15	195,800	215,800	238,400	272,700	325,400	352,700	381,000	414,600	454,100
	16	197,800	217,500	240,100	274,000	327,400	354,800	383,200	416,700	455,900
	17	200,000	219,300	241,600	275,100	329,400	357,000	385,000	418,800	457,500
	18	202,300	221,100	243,100	276,600	331,600	359,000	387,000	420,700	459,300
	19	204,700	222,900	244,700	278,100	333,800	361,100	389,100	422,600	461,100
	20	207,100	224,800	246,500	279,600	336,000	363,100	390,900	424,500	462,900
	21	209,500	226,400	248,100	280,800	338,000	365,300	392,800	426,300	464,500
	22	211,300	228,100	249,400	282,500	340,100	367,200	394,900	428,000	466,300
	23	213,000	229,800	250,800	284,000	342,200	369,300	397,000	429,700	468,000
	24	214,700	231,500	252,100	285,400	344,200	371,400	399,100	431,400	469,800
	25	216,500	233,200	253,500	286,500	346,300	373,300	400,900	433,000	471,400
	26	218,200	234,600	254,700	288,600	348,300	375,400	403,000	434,600	472,900
	27	219,900	236,200	256,100	290,700	350,400	377,500	405,100	436,200	474,400
	28	221,700	237,700	257,600	292,800	352,400	379,400	407,200	437,800	475,900
	29	223,500	239,100	258,800	295,000	354,600	381,500	409,100	439,100	477,300
	30	225,200	240,600	259,800	296,800	356,600	383,600	411,000	440,800	478,100
	31	226,900	242,200	261,100	298,800	358,700	385,700	412,900	442,500	478,800
	32	228,600	244,000	262,400	300,700	360,800	387,800	414,800	444,200	479,600
	33	230,300	245,400	263,400	302,400	362,500	389,700	416,800	445,700	480,200
34	231,700	246,800	264,500	304,200	364,600	391,800	418,400	447,400	481,000	

	115	323,600	353,300	375,900	401,800					
	116	324,400	354,300	376,500	402,300					
	117	325,000	355,400	377,000	402,700					
	118	325,800	356,000	377,600	403,200					
	119	326,600	356,600	378,200	403,700					
	120	327,400	357,200	378,800	404,200					
	121	328,100	357,700	379,200	404,600					
	122	328,600	358,200	379,800	405,100					
	123	329,100	358,700	380,400	405,600					
	124	329,600	359,200	381,000	406,100					
	125	329,900	359,700	381,500	406,500					
	126		360,200	382,000						
	127		360,700	382,500						
	128		361,200	383,000						
	129		361,700	383,300						
	130		362,200	383,800						
	131		362,600	384,300						
	132		363,100	384,800						
	133		363,600	385,100						
	134		364,100	385,600						
	135		364,600	386,000						
	136		365,100	386,500						
	137		365,400	386,800						
	138		365,800	387,300						
	139		366,300	387,800						
	140		366,800	388,300						
	141		367,100	388,600						
	142		367,600							
	143		368,100							
	144		368,600							
	145		368,900							
再任用職員		240,700	252,600	256,900	293,100	310,500	325,200	349,400	385,300	418,100

第10条 警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の87.5」を「100分の85」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の41.2（特定幹部職員にあつては、100分の51.2）、12月に支給する場合には100分の43.8」を「100分の42.5」に、「100分の53.8」を「100分の52.5」に改める。

第25条の6及び第25条の9中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員の条例」という。）別表第1、別表第3及び別表第4、第5条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員の条例」という。）第5条第2項、第7条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の公立学校職員の条例」という。）別表第1及び別表第2並びに第9条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の警察職員の条例」という。）別表第1の規定は令和4年4月1日から、改正後の職員の条例第22条第2項、第25条の6及び第25条の9、第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（附則第5項において「改正後の任期付職員の条例」という。）第5条第2項から第4項まで、改正後の任期付研究員の条例第6条第2項及び第3項、改正後の公立学校職員の条例第23条第2項、第25条の6及び第25条の9並びに改正後の警察職員の条例第22条第2項、第25条の6及び第25条の9の規定は同年12月1日から適用する。
（令和4年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 令和4年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の職員の条例」という。）、第7条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正前の公立学校職員の条例」という。）又は第9条の規定による改正前の警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の警察職員の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。
（施行日から令和5年3月31日までの間における異動者の号給の調整）
- 施行日から令和5年3月31日までの間において、改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員の条例、改正前の公立学校職員の条例又は改正前の警察職員の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日からそれぞれ改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要があると認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
- 改正後の職員の条例、改正後の任期付職員の条例、改正後の任期付研究員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定を適用する場合において

は、改正前の職員の条例、第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第5条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、改正前の公立学校職員の条例又は改正前の警察職員の条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員の条例、改正後の任期付職員の条例、改正後の任期付研究員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。



高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第48号

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

高知県の事務処理の特例に関する条例(平成12年高知県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の表32の項を次のように改める。

<p>32 旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)、旅券法施行令(平成元年政令第122号)及び旅券法施行規則(令和4年外務省令第10号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務。ただし、法の施行のための規則で定める場合におけるものを除く。</p> <p>ア 書面手続(省令第1条第1号に規定する書面手続をいう。以下この項において同じ。)により行われる法第3条第1項(同条第6項に規定する場合を含む。)の規定による一般旅券の発給の申請の受理</p> <p>イ 法第3条第2項ただし書の規定による申請者の身分上の事実の確認の要否の認定(アの申請に伴う場合に限る。)</p> <p>ウ 法第3条第2項第2号の規定による申請者の身分上の事実の認定(アの申請に伴う場合に限る。)</p> <p>エ 法第3条第3項(省令第5条第4項に規定する場合を含む。)の規定による申請者が本人であること等の確認及び書類の提示又は提出の要求(アの申請に伴う場合に限る。)</p> <p>オ 省令第5条第5項の規定による申請者の居所を疎明する資料の提示又は提出の要求及び当該申請者が本人であること等の調査(アの申請に伴う場合に限る。)</p> <p>カ 書面手続により行われる一般旅券の発給の申請に伴う法第3条第5項の規定による現に所持する一般旅券の確認</p> <p>キ 法第8条第1項(同条第3項前段(省令第11条第3項前段に規定する場合を含む。)に規定する場合を含む。)の規定による一般旅券の交付</p>	<p>東洋町、津野町</p>
---	----------------

ク 法第8条第2項の規定による一般旅券の交付の際の現に所持する一般旅券の返納の受理

ケ 法第8条第3項後段(省令第11条第3項後段に規定する場合を含む。)の規定による現に所持する一般旅券の返納の受理

コ 省令第11条第4項の規定に基づく申請者が指定して出頭した者の住所等を確認するための書類の提示又は提出の要求及び当該指定の事実を確認するに足りる資料の提示又は提出の要求

サ 法第10条第1項及び第11条に規定する場合におけるアからオまで、キ、ケ、コ及びシからツまでに掲げる事務

シ 省令第4条第2項及び第3項ただし書の規定により提出される戸籍謄本の受理

ス 省令第4条第4項の規定による申請者の身分上の事実を明らかにするための書類の提示又は提出の要求(アの申請に伴う場合に限る。)

セ 省令第7条第1項の規定による申請者が出頭しないで一般旅券の発給を申請する場合における申請書類等の提出を委任する申出の受理

ソ 省令第7条第2項の規定による申請者に代わり出頭した者が法第3条第6項各号に掲げる者に該当することを確認するための省令第5条第1項各号に掲げるいずれかの書類の提示又は提出の受理及び指定の事実を確認するに足りる資料の提示又は提出の要求

タ 省令第14条第1項ただし書の規定に基づく旅券面への署名の要求(アの申請に伴う場合に限る。)

チ 省令第14条第2項第3号の規定による申請者が署名することが困難であることの認定(アの申請に伴う場合に限る。)

ツ 省令第14条第3項第4号の規定による申請者に代わり記名することが適当であることの認定(アの申請に伴う場合に限る。)

テ 書面手続により行われる法第17条第1項(同条第2項に規定する場合を含む。)の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理

ト 省令第17条第2項の規定に基づく届出を行う者が法第17条第2項各号に掲げる者に該当することを確認するための書類の提示又は提出の要求(テの届出に伴う場合に限る。)

ナ 法第17条第3項(省令第18条第6項において読み替えて準用する省令第5条第4項に規定する場合を含む。)の規定による届出者が本人であること等の確認及び書類の提示又は提出の要求(テの届出に伴う場合に限る。)

ニ 省令第18条第5項の規定に基づく一般旅券の紛失又は焼失の事実を証明等する追加の書類の提示又は提出の要求(テの届出に伴う場合に限る。)

ヌ 法第19条第5項の規定による一般旅券の返納の受理

ネ 法第19条第6項の規定に基づく返納を受けた一般旅券の還付
 ノ 書面手続により行われる旅券法施行令第4条の規定による外務大臣への手数料の減額又は免除の申請の受理

附 則

この条例は、令和5年3月27日から施行する。

高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第49号

高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県旅券法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次条において」を「以下」に、「第20条第2項」を「第20条第3項」に、「同条第1項第1号から第5号まで」を「同条第1項第1号から第4号まで」に改める。

第2条中「当該各号」を「それぞれ当該各号」に改め、同条第1号中「2,000円」を「2,000円（同条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,000円）」に改め、同条第3号を削る。

第3条中「手数料」を「前条の手数料」に改める。

第6条を第7条とする。

第5条の見出し中「納付」を「手数料の納付」に改め、同条中「手数料は」を「第2条の手数料は」に、「相当する」を「相当する額の」に改め、同条を第6条とする。

第4条の見出し中「納付」を「手数料の納付」に改め、同条中「手数料」を「第2条の手数料」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（手数料の減免）

第4条 知事は、法第20条第6項の大規模な災害に際して申請者の経済的負担の軽減を図るために特に必要があると外務大臣が認める場合は、第2条の手数料を減額し、又は免除することができる。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年3月27日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高知県旅券法関係手数料徴収条例（次項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる一般旅券に関する申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた一般旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 新条例第2条の規定は、施行日以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法の一部を改正する法律（令和4年法律第33号）による改正後の旅券法（昭和26年法律第267号）第18条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定によりその効力

を失った場合について適用し、施行日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項（同号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合については、なお従前の例による。

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第50号

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。第25条に後段として次のように加える。

この場合において、同表中「利用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

別表第6の表中

「

区分	減免する額 又は率	減免の要件

」

を

「

区分	減免する額 又は率	減免の要件

」

に、「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改め、同表備考を削る。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第51号

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。第55条の4第1項の表を次のように改める。

事務の内容	手数料の名称	金額
1 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	
ア 当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合するものであることを確認するこ		

<p>とができる図書として知事が別に定めるもの（以下この表において「適合証等」という。）が添付されているもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分（以下この表において「非住宅部分」という。）を有しないものをいう。以下この表において同じ。）の場合</p> <p>(イ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）の場合</p> <p>a 住戸の部分（住宅の用途に供する部分から共用部分を除いた部分をいう。以下この表において同じ。）に係るもの</p> <p>(a) 戸数が1のとき。 5,000円</p> <p>(b) 戸数が2以上5以下のとき。 1万円</p> <p>(c) 戸数が6以上10以下のとき。 17,000円</p> <p>(d) 戸数が11以上25以下のとき。 28,000円</p> <p>(e) 戸数が26以上50以下のとき。 46,000円</p> <p>(f) 戸数が51以上100以下のとき。 82,000円</p> <p>(g) 戸数が101以上200以下のとき。 129,000円</p> <p>(h) 戸数が201以上300以下のとき。 163,000円</p> <p>(i) 戸数が301以上のとき。 174,000円</p> <p>b 共用部分に係るもの</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1万円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 17,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が</p>	<p>1戸につき5,000円</p> <p>aに定める額とbに定める額との合計額（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令第1号。以下この表において「省令」という。）第14条第2項第2号に掲げる住宅である共同住宅等にあつては、aに定める額）</p>	<p>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 82,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。 129,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 163,000円</p> <p>(g) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 204,000円</p> <p>(ウ) 複合建築物（住宅の用途に供する部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）の場合</p> <p>a 住宅の用途に供する部分に係るもの</p> <p>b 非住宅部分に係るもの</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1万円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 17,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 28,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 82,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。 129,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 163,000円</p> <p>(g) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 204,000円</p> <p>(エ) 非住宅建築物（非住宅部分のみを有する建築物をいう。以下この表において同じ。）の場合</p> <p>イ 適合証等が添付されていないもの</p>	<p>aに定める額とbに定める額との合計額</p> <p>戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれア(イ)に定める額</p> <p>床面積に応じ、それぞれア(ウ) bに定める額</p>
--	---	--	---

(ア) 一戸建ての住宅の場合 a 省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準によるとき。 b 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準によるとき。 (イ) 共同住宅等の場合	1戸につき36,000円	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。	185,000円
	1戸につき18,000円	(c) 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	
	aに定める額とbに定める額との合計額（省令第14条第2項第2号に掲げる住宅である共同住宅等にあつては、aに定める額）	(d) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	286,000円
a 住戸の部分に係るもの		(e) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。	366,000円
(a) 省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準によるとき。		(f) 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	437,000円
i 戸数が1のとき。	36,000円	(g) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。	509,000円
ii 戸数が2以上5以下のとき。	71,000円	(ウ) 複合建築物の場合	
iii 戸数が6以上10以下のとき。	10万円	a 住宅の用途に供する部分に係るもの	aに定める額とbに定める額との合計額 戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれイ(イ)に定める額
iv 戸数が11以上25以下のとき。	14万円		
v 戸数が26以上50以下のとき。	20万円	b 非住宅部分に係るもの	
vi 戸数が51以上100以下のとき。	287,000円	(a) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準によるとき。	
vii 戸数が101以上200以下のとき。	387,000円	i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。	97,000円
viii 戸数が201以上300以下のとき。	507,000円	ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。	123,000円
ix 戸数が301以上のとき。	595,000円	iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	162,000円
(b) 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準によるとき。		iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	262,000円
i 戸数が1のとき。	18,000円	v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。	342,000円
ii 戸数が2以上5以下のとき。	34,000円	vi 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	411,000円
iii 戸数が6以上10以下のとき。	49,000円	vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。	482,000円
iv 戸数が11以上25以下のとき。	7万円		
v 戸数が26以上50以下のとき。	105,000円		
vi 戸数が51以上100以下のとき。	159,000円		
vii 戸数が101以上200以下のとき。	226,000円		
viii 戸数が201以上300以下のとき。	291,000円		
ix 戸数が301以上のとき。	331,000円		
b 共用部分に係るもの			
(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。	112,000円		
(b) 共用部分の床面積の合計が	141,000円		

<p>(b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準によるとき。</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 247,000円</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 306,000円</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 393,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 557,000円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。 681,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 803,000円</p> <p>vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 916,000円</p> <p>(エ) 非住宅建築物の場合</p> <p>a 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準によるとき。</p> <p>b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準によるとき。</p>		<p>床面積に応じ、それぞれイ(ウ) b(a)に定める額</p> <p>床面積に応じ、それぞれイ(ウ) b(b)に定める額</p>		<p>(b) 戸数が2以上5以下のとき。 5,000円</p> <p>(c) 戸数が6以上10以下のとき。 8,500円</p> <p>(d) 戸数が11以上25以下のとき。 14,000円</p> <p>(e) 戸数が26以上50以下のとき。 23,000円</p> <p>(f) 戸数が51以上100以下のとき。 41,000円</p> <p>(g) 戸数が101以上200以下のとき。 64,500円</p> <p>(h) 戸数が201以上300以下のとき。 81,500円</p> <p>(i) 戸数が301以上のとき。 87,000円</p> <p>b 共用部分に係るもの</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 5,000円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 8,500円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 14,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 41,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。 64,500円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 81,500円</p> <p>(g) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 102,000円</p> <p>(ウ) 複合建築物の場合</p> <p>a 住宅の用途に供する部分に係るもの</p> <p>b 非住宅部分に係るもの</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 5,000円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 8,500円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方</p>	<p>5,000円</p> <p>8,500円</p> <p>14,000円</p> <p>23,000円</p> <p>41,000円</p> <p>64,500円</p> <p>81,500円</p> <p>87,000円</p> <p>5,000円</p> <p>8,500円</p> <p>14,000円</p> <p>41,000円</p> <p>64,500円</p> <p>81,500円</p> <p>102,000円</p>	<p>aに定める額とbに定める額との合計額 戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれア(イ)に定める額</p> <p>5,000円</p> <p>8,500円</p> <p>14,000円</p>
<p>2 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p> <p>ア 適合証等が添付されているもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅の場合</p> <p>(イ) 共同住宅等の場合</p> <p>a 住戸の部分に係るもの</p> <p>(a) 戸数が1のとき。</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>1戸につき2,500円</p> <p>aに定める額とbに定める額との合計額 (省令第14条第2項第2号に掲げる住宅である共同住宅等) については、aに定める額</p> <p>2,500円</p>				

メートル未満のとき。									
(d) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。		41,000円							
(e) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。		64,500円							
(f) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。		81,500円							
(g) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。		102,000円							
(エ) 非住宅建築物の場合		床面積に応じ、それぞれア(ウ) bに定める額							
イ 適合証等が添付されていないもの									
(ア) 一戸建ての住宅の場合									
a 省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準によるとき。		1戸につき18,000円							
b 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準によるとき。		1戸につき9,000円							
(イ) 共同住宅等の場合		aに定める額とbに定める額との合計額(省令第14条第2項第2号に掲げる住宅である共同住宅等にあつては、aに定める額)							
a 住戸の部分に係るもの									
(a) 省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準によるとき。									
i 戸数が1のとき。		18,000円							
ii 戸数が2以上5以下のとき。		35,500円							
iii 戸数が6以上10以下のとき。		5万円							
iv 戸数が11以上25以下のとき。		7万円							
v 戸数が26以上50以下のとき。		10万円							
vi 戸数が51以上100以下のとき。		143,500円							
vii 戸数が101以上200以下のとき。		193,500円							
viii 戸数が201以上300以下のとき。		253,500円							
ix 戸数が301以上のとき。		297,500円							
(b) 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準によるとき。									
i 戸数が1のとき。								9,000円	
ii 戸数が2以上5以下のとき。								17,000円	
iii 戸数が6以上10以下のとき。								24,500円	
iv 戸数が11以上25以下のとき。								35,000円	
v 戸数が26以上50以下のとき。								52,500円	
vi 戸数が51以上100以下のとき。								79,500円	
vii 戸数が101以上200以下のとき。								113,000円	
viii 戸数が201以上300以下のとき。								145,500円	
ix 戸数が301以上のとき。								165,500円	
b 共用部分に係るもの									
(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。								56,000円	
(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。								70,500円	
(c) 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。								92,500円	
(d) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。								143,000円	
(e) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。								183,000円	
(f) 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。								218,500円	
(g) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。								254,500円	
(ウ) 複合建築物の場合									
a 住宅の用途に供する部分に係るもの									aに定める額とbに定める額との合計額戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれイ(イ)に定める額
b 非住宅部分に係るもの									
(a) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準によるとき。									
i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。								48,500円	
ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方								61,500円	

<p>メートル未満のとき。</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。</p> <p>(b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準によるとき。</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。</p> <p>(エ) 非住宅建築物の場合</p> <p>a 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準によるとき。</p> <p>b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準による</p>		<p>81,000円</p> <p>131,000円</p> <p>171,000円</p> <p>205,500円</p> <p>241,000円</p> <p>123,500円</p> <p>153,000円</p> <p>196,500円</p> <p>278,500円</p> <p>340,500円</p> <p>401,500円</p> <p>458,000円</p> <p>床面積に応じ、それぞれイ(ウ) b(a)に定める額</p> <p>床面積に応じ、それぞれイ(ウ) b(b)に</p>		<p>とき。</p>		<p>定める額</p>			
<p>備考 左欄に掲げる「共同住宅等の場合」、「複合建築物の場合」又は「非住宅建築物の場合」に係る事務につき、それぞれ右欄に掲げる額は、共同住宅等1棟、複合建築物1棟又は非住宅建築物1棟についての額とする。</p>									
<p>第55条の7第1項の表4の項を次のように改める。</p>									
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1198 351 1646 1460"> <p>4 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同条第3項の規定に基づき他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）に係る同項各号に掲げる事項が記載されている場合を除く。）に対する審査</p> <p>ア 当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合するものであることを確認することができる図書として知事が別に定めるもの（以下この項において「適合証等」という。）が添付されているもの</p> <p>(ア) 非住宅建築物（非住宅部分を有する建築物（複合建築物（住宅部分をいう。以下この表において同じ。）及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）をいう。以下この表において同じ。）の場合</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。</p> <p>c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。</p> <p>f 非住宅部分の床面積の合計が1万</p> </td> <td data-bbox="1646 351 1825 1460"> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p> </td> <td data-bbox="1825 351 2038 1460"> <p>1万円</p> <p>17,000円</p> <p>28,000円</p> <p>83,000円</p> <p>13万円</p> <p>165,000円</p> </td> </tr> </table>							<p>4 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同条第3項の規定に基づき他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）に係る同項各号に掲げる事項が記載されている場合を除く。）に対する審査</p> <p>ア 当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合するものであることを確認することができる図書として知事が別に定めるもの（以下この項において「適合証等」という。）が添付されているもの</p> <p>(ア) 非住宅建築物（非住宅部分を有する建築物（複合建築物（住宅部分をいう。以下この表において同じ。）及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）をいう。以下この表において同じ。）の場合</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。</p> <p>c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。</p> <p>f 非住宅部分の床面積の合計が1万</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>1万円</p> <p>17,000円</p> <p>28,000円</p> <p>83,000円</p> <p>13万円</p> <p>165,000円</p>
<p>4 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同条第3項の規定に基づき他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）に係る同項各号に掲げる事項が記載されている場合を除く。）に対する審査</p> <p>ア 当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合するものであることを確認することができる図書として知事が別に定めるもの（以下この項において「適合証等」という。）が添付されているもの</p> <p>(ア) 非住宅建築物（非住宅部分を有する建築物（複合建築物（住宅部分をいう。以下この表において同じ。）及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）をいう。以下この表において同じ。）の場合</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。</p> <p>c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。</p> <p>f 非住宅部分の床面積の合計が1万</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>1万円</p> <p>17,000円</p> <p>28,000円</p> <p>83,000円</p> <p>13万円</p> <p>165,000円</p>							

<p>平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものをいう。以下この表において同じ。）の場合</p> <p>(ウ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）の場合</p> <p>a 住戸の部分（住宅の用途に供する部分から共用部分を除いた部分をいう。以下この表において同じ。）に係るもの</p> <p>(a) 戸数が1のとき。</p> <p>(b) 戸数が2以上4以下のとき。</p> <p>(c) 戸数が5以上15以下のとき。</p> <p>(d) 戸数が16以上45以下のとき。</p> <p>(e) 戸数が46以上のとき。</p> <p>b 共用部分に係るもの</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(g) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。</p> <p>(エ) 複合建築物の場合</p>	<p>206,000円</p> <p>1戸につき5,000円</p>	<p>aに定める額とbに定める額との合計額（省令第14条第2項第2号に掲げる住宅である共同住宅等にあっては、aに定める額）</p> <p>5,000円</p> <p>1万円</p> <p>21,000円</p> <p>46,000円</p> <p>83,000円</p> <p>1万円</p> <p>17,000円</p> <p>28,000円</p> <p>83,000円</p> <p>13万円</p> <p>165,000円</p> <p>206,000円</p> <p>aに定める額とbに定める額との合計額</p>		<p>a 住宅部分に係るもの</p> <p>b 非住宅部分に係るもの</p> <p>イ 適合証等が添付されていないもの</p> <p>(ア) 非住宅建築物の場合</p> <p>a 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準（同号に規定する非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2)に掲げる基準。以下この表において同じ。）によるとき。</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(g) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。</p> <p>b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準によるとき。</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p>	<p>戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれア(ウ)に定める額</p> <p>床面積の合計に応じ、それぞれア(ア)に定める額</p> <p>89,000円</p> <p>114,000円</p> <p>15万円</p> <p>242,000円</p> <p>316,000円</p> <p>379,000円</p> <p>445,000円</p> <p>233,000円</p> <p>292,000円</p> <p>377,000円</p>
--	------------------------------------	---	--	---	---

(d) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。		537,000円		v 戸数が46以上のとき。		16万円	
(e) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。		662,000円		b 共用部分に係るもの			
(f) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。		782,000円		(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。		112,000円	
(g) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。		892,000円		(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。		141,000円	
(イ) 一戸建ての住宅の場合				(c) 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。		184,000円	
a 省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準によるとき。				(d) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。		287,000円	
(a) 床面積が200平方メートル未満のとき。	1戸につき35,000円			(e) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。		368,000円	
(b) 床面積が200平方メートル以上のとき。	1戸につき39,000円			(f) 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。		44万円	
b 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準によるとき。				(g) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。		513,000円	
(a) 床面積が200平方メートル未満のとき。	1戸につき18,000円			(エ) 複合建築物の場合			aに定める額とbに定める額との合計額戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれイ(ウ)に定める額
(b) 床面積が200平方メートル以上のとき。	1戸につき2万円			a 住宅部分に係るもの			
(ウ) 共同住宅等の場合			aに定める額とbに定める額との合計額(省令第14条第2項第2号に掲げる住宅である共同住宅等にあつては、aに定める額)	b 非住宅部分に係るもの			床面積の合計に応じ、それぞれイ(ア)aに定める額
a 住戸の部分に係るもの				(a) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準によるとき。			床面積の合計に応じ、それぞれイ(ア)bに定める額
(a) 省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準によるとき。				(b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準によるとき。			
i 戸数が1のとき。		39,000円					
ii 戸数が2以上4以下のとき。		71,000円					
iii 戸数が5以上15以下のとき。		118,000円					
iv 戸数が16以上45以下のとき。		201,000円					
v 戸数が46以上のとき。		288,000円					
(b) 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準によるとき。							
i 戸数が1のとき。		2万円					
ii 戸数が2以上4以下のとき。		34,000円					
iii 戸数が5以上15以下のとき。		59,000円					
iv 戸数が16以上45以下のとき。		106,000円					

第55条の7第1項の表備考中「非住宅建築物に係るもの」、「共同住宅等に係るもの」又は「非住宅建築物の場合」若しくは「非住宅建築物に係るもの」、「共同住宅等の場合」若しくは「共同住宅等に係るもの」又は「複合建築物の場合」若しくは」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

~~~~~

高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第52号**

**高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例**

高知県建築基準法施行条例（昭和63年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「前項各号」を「第1項各号又は前項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び省令に基づく知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、日高村が処理することとする。

- (1) 法第18条第2項の規定により建築主事に提出すべき計画（確認済証の交付を受けた建築物等の計画の変更を除く。）の通知書の受理
- (2) 省令第1条の3第1項又は第3項に規定する建築主事に提出すべき確認の申請書の受理
- (3) 省令第8条第1項又は第2項に規定する知事に対して行うべき届出の受理
- (4) 省令第10条の4第1項の規定により特定行政庁に提出すべき法第85条第3項、第6項若しくは第7項又は第87条の3第3項、第6項若しくは第7項の規定による許可の申請書の受理
- (5) 省令第10条の4の2第1項の規定により特定行政庁に提出すべき政令第137条の16第2号の規定による認定の申請書の受理

**附 則**

この条例は、令和5年1月1日から施行する。